



松くい虫防除に三協力を
お茶山が低くなつた!?

昨年、小須戸町の山林で松くい虫によって枯れた松は約四千本もありました。このうち三分一のお茶山を中心に三千七十九本を秋に伐倒し、薬剤処理をしました。町では昨年に引き続き、春に松くい虫防除を実施いたしますのでよろしくお願ひいたします。

また、松くい虫で被害を受けた山林及び雑木を伐採しての造林について、十アール以上の

●二年目(昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間)○第二子分は、昭和六十二年四月一日現在で満四歳未満○第三子以降は、昭和六十二年四月一日現在で満九歳未満

●昭和六十三年四月一日からは第二子以降義務教育就学前の児童が対象になります。

児童手当制度のあらまし
(昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日まで)

六十一年度の危険物取扱者(甲種、乙種、丙種)の試験が次により実施されますのでお知らせします。

第一回試験日(乙種第四類 丙種) 五月二十三日 新潟市
(受験願書受付期間四月十四日から四月十八日)

※試験は、七月、八月、十月、十一月、三月でも受験できます。

試験日、試験時間、試験場所、受験願書、受験準備講習等詳細は消防分署(電話38)〇七七番へお問い合わせください。

四月二十日(日)は 新潟県知事選挙の投票日です

四月二十日(日)は県知事選挙の投票日です。投票所は従来の場所でおこないますが、第一投票所は旧小須戸保育園に変わり、現在の小須戸保育園(蔵町三)になります。

有権者の皆様には近日中に投票所の入場券が届けられます。棄権しないで投票しましょう。

選挙権を有する人
○昭和四十一年四月二十一日以前に出生した人。
○昭和六十一年三月三十日以前に出生した人。

に当町に転入された人(役場へ転入届をした人)
名簿から抹消される人
○投票日まで死亡された人

その他では、十二月三十日以前に界内の市町村へ転出された場合は新住所地の市町村長の証明書を提出すれば、小須戸町で投票することができます。

また、この期間内に当町へ転入された人は、町長の証明書を提出すれば、前の市町村で投票

児童手当制度が変わります

新制度は、十八才未満の児童を二人以上養育している人(そのうち一人以上が義務教育就学前の児童)に児童手当が支給されます。なお、新制度は昭和六十一年六月から実施しますが、段階的に支給対象が変わり、昭和六十三年四月から制度が完成されます。

新制度の実施の方法
●一年目(昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間)○第二子分は、昭和六十一年六月一日現在で満二歳未満○第三子以降は義務教育就学前

現在の子供については、月額二千五百円、三人目以降の義務教育終了前の子供については、月額五千円が支給されます。

※今まで支給していた方は、新たに申請の必要はありません。継続支給となります。ただし、第二子が二才未満の方のみ申請が必要となります。

※新たに支給対象になる方の受付は五月一日より開始いたします。忘れないうちに申請してください。詳細については、次回の広報をご覧ください。

不在者投票

○投票日当日(四月二十日)仕事や、止むを得ない所用等で投票できない人は、不在者投票ができます。不在者投票は、三月三十一日から四月十九日までの午前八時三十分より午後五時までです。必ず本人で印鑑をご持参ください。

郵便による不在者投票

○郵便投票証明書(有効期間は発行の日から四箇年)をお持ちの方は郵便による不在者投票ができます。(四月十六日まで)

なお、不明の点は町選挙管理委員会へお問い合わせください。(三八―三二―四四一)

危険物取扱者試験の実施について

